

○博士研究員に関する規程了解事項2に関する運用内規

平成14年2月15日
理事会承認

(目的)

第1条 この内規は、博士研究員に関する規程(以下「規程」という。)了解事項2に定める政府系研究助成団体等から、雇用に要する資金を含む研究助成金を交付され、特定の期間、特定の研究に従事するために、規程了解事項1とは別枠の博士研究員を採用する場合の運用等について定める。

(採用)

第2条 規程第1条にかかわらず、特に必要と認められる場合は、学部・研究所等に博士研究員を置くことができる。その際、規程に定める研究科委員会を学部教授会又は研究所等の議決機関に、研究科委員長を学部長又は機関の長に、それぞれ読み替える。

(期間)

第3条 規程第6条にかかわらず、博士研究員の採用期間は1年未満も可とする。

(待遇等)

第4条 規程第7条にかかわらず、博士研究員の待遇等は当該助成団体の定める条件とする。

(事務)

第5条 この内規に関する事務は、研究推進社会連携機構事務部において行う。

(内規の改廃)

第6条 この内規の改廃は、大学評議会の議を経て理事会で決定する。

附 則

- 1 この内規は、2002年(平成14年)4月1日から施行する。
- 2 この内規は、2004年(平成16年)4月1日から改正施行する。
- 3 この内規は、2007年(平成19年)4月1日から改正施行する。
- 4 この規程は、2013年(平成25年)4月1日から改正施行する。